

議案第75号

西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

兵庫県重度心身障害者（児）介護手当支給事業に係る寡婦控除及び寡夫控除のみなし適用に伴い、西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する必要があるため。

西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例

西脇市重度心身障害者介護手当支給条例（平成17年西脇市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「市民税」を「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税」に改め、「賦課される者であるとき」の右に「（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなるとき及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなるときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の西脇市重度心身障害者介護手当支給条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。